

市川市景観計画の改正案について

「市川市景観計画」は、景観まちづくりのマスタープランである「市川市景観基本計画」の行動計画として平成18年に策定されました。

本市では、これら計画に基づき、地域特性を生かした景観まちづくりや地域住民等による主体的なルールづくりを進めています。そして、この方針の下、中山参道地区では、地元まちづくり協議会を中心に寺町らしい景観を守るための景観ルール等について検討を重ね、その内容の決定・提言書の提出に至りました。

そこで、同地区を、地域特性を生かした景観の形成を重点的に進める「景観重点地区」として指定することとします。

～改正のポイント～

① 中山参道地区を「景観重点地区」として指定し、計画に追加します。

中山参道地区は、多くの寺院と商店が集まる特徴的な地区であり、現在も法華経寺を中心とした寺町らしい風情ある参道と緑豊かで落ち着いた住宅地の景観を残しています。

そこで、この寺町らしい風情ある景観を守り、またより良いものとするために、同地区を市川市景観条例に基づく「景観重点地区」として指定し、景観計画に「中山参道景観重点地区 景観計画(別冊)」を追加します。

② 中山参道景観重点地区 景観計画(別冊)の概要について

計画(別冊)は、中山参道景観重点地区の景観ルール(景観形成基準等)や手続について定めたものです。

同地区では、建築物等に独自の形態、色彩のルールが適用されるほか、一定規模の建築物を新築等する際は、届出に加え事前協議を実施するなど、景観により配慮した手続が実施されることとなります。

	景観ルール等に関する事項	手続に関する事項
1	・地区の名称 (P1)	・重点地区における手続フロー (P7)
2	・目的 (P1)	・事前協議対象行為 (P7)
3	・区域 (P1)	・届出対象行為 (P8)
4	・景観形成の方針 (P2)	・届出等に必要な図書 (P9)
5	・景観形成基準 (P3)	